

公示番号：170416

国名：フィリピン

担当部署：人間開発部保健第二グループ保健第三チーム

案件名：(科学技術) フィリピンの狂犬病撲滅に資する医・獣医学からの新たな人と動物の狂犬病診断システム構築に向けた取り組み詳細計画策定調査（評価分析）

### 1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：評価分析
- (2) 格付：3号～4号
- (3) 業務の種類：調査団参団

### 2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2017年8月上旬から2017年10月上旬まで
- (2) 業務M/M：国内 0.75M/M、現地 0.30M/M、合計 1.05M/M
- (3) 業務日数：

|      |        |      |
|------|--------|------|
| 準備期間 | 現地業務期間 | 整理期間 |
| 10日  | 9日     | 5日   |

### 3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：7月19日(12時まで)
- (4) 提出方法：専用アドレス (e-propo@jica.go.jp) への電子データの提出又は郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル) (いずれも提出期限時刻必着)

提出方法等詳細については JICA ホームページ(ホーム>JICA について>調達情報>調達ガイドライン、様式>業務実施契約(単独型)(2014年4月以降契約)>業務実施契約(単独型)簡易プロポーザルの電子提出について)

(<https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/procedure.pdf>) をご覧ください。なお、JICA 本部 1 階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご留意ください。

- (5) 評価結果の通知：提出されたプロポーザルは JICA で評価・選考の上、各プロポーザル提出者の契約交渉順位を決定し、2017年8月4日(金)までに個別に通知します。

### 4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
    - ①業務実施の基本方針 8点
    - ②業務実施上のバックアップ体制等 2点
  - (2) 業務従事予定者の経験能力等：
    - ①類似業務の経験 45点
    - ②対象国又は同類似地域での業務経験 9点
    - ③語学力 18点
    - ④その他学位、資格等 18点
- (計100点)

|          |                |
|----------|----------------|
| 類似業務     | 保健分野にかかる各種評価調査 |
| 対象国／類似地域 | フィリピン／全途上国     |
| 語学の種類    | 英語             |

## 5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
- (2) 必要予防接種：なし

## 6. 業務の背景

狂犬病は狂犬病ウイルスによって引き起こされ、イヌなどの感染哺乳動物からの咬傷暴露により感染し重篤な神経症状を伴い、ほぼ 100%死亡する人獣共通感染症である。発症後の治療法は未だ確立されておらず、感染動物のコントロールと咬傷曝露を受けた人への発症予防策を徹底する必要がある。顧みられない熱帯病 (Neglected Tropical Diseases: NTD) のひとつとして挙げられており、主に、僻地での脆弱な貧困層に影響を与える感染症である。

フィリピン共和国（以下、「フィリピン」）は、狂犬病が公衆衛生上の重大な問題として捉えられている世界上位 10 カ国のひとつとされており、年間 200～300 名が狂犬病で死亡している<sup>1</sup>。同国は、2007 年に制定された法律（共和国令第 9482 号 狂犬病対策法）<sup>2</sup>に基づいて、フィリピン保健省が農業省と協力して「国家狂犬病予防・制御プログラム」を全国に展開しており、2020 年までに狂犬病を撲滅することを目指している<sup>3</sup>。主な対策として、犬へのワクチン接種、頭数管理、サーベイランスの向上、曝露後発症予防 (Post-Exposure Prophylaxis: PEP)、ハイリスク層への曝露前予防投薬 (Pre-Exposure Prophylaxis: PrEP)、啓発活動など、国際的に定められた狂犬病制御のための方策が含まれ、撲滅に向けた取り組みがなされている。

しかしながら、これらの方策が十分に機能しているとは言えず、加害動物が狂犬病ウイルスに感染しているかを正確に診断・同定、報告するような中央管理によるサーベイシステムが未だ十分に機能しておらず、一方、咬傷曝露者は患者教育の徹底と PEP が必要であるが、標準接種法の未完遂例や供給不足による重度の曝露で行われるべきグロブリン製剤の投与が行われていない患者も多い。

このような状況が依然フィリピンで狂犬病が撲滅できない要因にもなっており、これらの諸問題を解決するために侵淫国で負担なく行われる新しい科学的根拠に基づいた狂犬病制御のための方策を実装する必要がある。

かかる状況の下、フィリピンより地球規模課題対応国際科学技術協力事業 (Science and Technology Research Partnership for Sustainable Development : SATREPS) として「フィリピンの狂犬病撲滅に資する医・獣医学からの新たな人と動物の狂犬病診断システム構築に向けた取り組み」が我が国に対して要請され、これと並行して国内研究協力機関である大分大学より国立研究開発法人日本医療研究開発機構 (Japan Agency for Medical Research and Development: AMED) に対し研究

<sup>1</sup> フィリピン保健省ホームページ

<http://www.doh.gov.ph/national-rabies-prevention-and-control-program>

<sup>2</sup> REPUBLIC ACT NO. 9482 “Anti-Rabies Act of 2007

<http://www.paws.org.ph/anti-rabies-act-ra-9482.html>

<sup>3</sup> Rabies Prevention and Control Program

<http://www.doh.gov.ph/national-rabies-prevention-and-control-program>

申請が行われた。本案件は、AMED が実施した外部有識者委員会による選考結果を踏まえ、2017 年度新規採択案件として決定した。

同プロジェクトは、アジアの重要な狂犬病流行国であるフィリピンにおいて、旧来の国際標準の狂犬病診断、予防・治療法の弱点を改良するために、その有用性現場に即して実装することを目的とする。具体的には、①新たな狂犬病動物の洞毛診断法の有用性検証とこれを開発済みの検査法と組み合わせた簡易迅速高感度診断法の開発、②上記簡易迅速高感度診断法の現場での感染動物診断への有用性検証、③効果的曝露後予防法の提案、④生前診断法の確立について、同国の実施機関であるフィリピン熱帯医学研究所及び国立サンラザロ病院と、我が国の大分大学等が共同研究を行う。

今回実施する詳細計画策定調査は、本プロジェクトに係る計画枠組み及び実施体制等を整理した上で、社会実装への取組も含めたプロジェクトの内容を確認・協議し、プロジェクトに関わる合意文書 (Minutes of Meetings: M/M) を締結するとともに、必要な情報を収集・分析し、事前評価を行うことを目的とする。

## 7. 業務の内容

本業務従事者は、調査団員の一人として、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続き、並びに SATREPS の趣旨・目的・制度を十分把握の上、調査団員として派遣される JICA 職員等と協議・調整しつつ、評価 5 項目（妥当性、有効性、効率性、インパクト、持続性）に基づく事前評価に必要なデータ、情報を収集、整理し分析するとともに、協力計画策定のために必要な以下の調査を行う。なお、JICA 事業評価における評価基準・手続きについては監督職員より情報提供を行う。

具体的担当事項は次のとおりとする。

### (1) 国内準備期間（2017 年 8 月上旬～8 月下旬）

- ①要請内容・背景を把握する。（関連報告書等の資料、情報の収集・分析）
- ②上記を踏まえ、調査計画・方針（案）を検討する。
- ③PDM・PO（案）（英文・和文）及び事業事前評価表（案）（和文）を検討する。
- ④我が国の研究実施機関及び国内参画機関へのヒアリングを行い、資料・情報の整理、分析を行う。
- ⑤他ドナーが実施する類似プロジェクトに関する資料・情報の整理、分析を行う。
- ⑥フィリピン側関係機関、他ドナー等に対する質問票（案）（英文）を作成する。
- ⑦調査団打合せ、対処方針会議等に参加する。

### (2) 現地業務期間（2017 年 8 月下旬）

- ①JICA フィリピン事務所等との打合せに参加する。
- ②フィリピン側関係機関との協議及び現地調査に参加する。
- ③本調査の趣旨・実施方法について、フィリピン側に説明を行う。
- ④事前に JICA フィリピン事務所を通じてフィリピン側関係機関に配布した質問票を回収・分析するとともに、以下の情報・資料を収集し、現状を把握する。
  - ア) フィリピンの開発計画における本プロジェクトの位置づけ
  - イ) 狂犬病対策における研究・開発動向とその成果の社会実装への取り組み
  - ウ) フィリピン側の業務実施体制（組織・予算・人員等）
  - エ) 他ドナー・機関の援助動向
  - オ) フィリピンにおける狂犬病のサーベイランス体制、ラボ・インフラ状況、かかるガイドライン・マニュアルの整備状況

- ⑤調査団及びフィリピン側と協議の上、PDM（案）（和文・英文）、PO（案）（和文・英文）、M/M（案）（英文）の作成に協力する。
- ⑥フィリピン側との協議で合意された内容に基づき、R/D（案）（英文）の作成に協力する。
- ⑦評価5項目の観点からプロジェクトを分析し、事業事前評価表（案）の作成に協力する。
- ⑧担当分野に係る現地調査結果を JICA フィリピン事務所等に報告する。

(3) 帰国後整理期間（2017年9月上旬～9月中旬）

- ①事業事前評価表（案）（和文）の作成を行う。
- ②帰国報告会、社内打合せに出席し、担当分野に係る報告を行う。
- ③担当分野に係る詳細計画策定調査報告書（案）（和文）を作成し、全体の取りまとめに協力する。

## 8. 成果品等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

なお、本契約における成果品は（1）（2）双方とする。

（1）担当分野に係る詳細計画策定調査報告書（案）（和文）

（2）事業事前評価表（案）（和文）

上記（1）～（2）については、電子データをもって提出することとする。

## 9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「JICAコンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」

(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>) を参照願います。留意点は以下のとおり。

（1）航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みません（見積書に計上して下さい）。

航空経路は、日本⇒マニラ⇒日本を標準とします。

## 10. 特記事項

（1）業務日程／執務環境

①現地業務日程

本業務従事者の現地調査期間は2017年8月23日～2017年8月31日を予定しています。

本業務従事者は、JICAの調査団員と同時に現地調査の開始を予定しています。

②現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下を予定しています。

ア) 総括（JICA）

イ) 協力企画（JICA）

ウ) 研究総括（大分大学）

エ) 評価分析（コンサルタント）

なお、この他にAMEDから研究主幹、調査員、研究総括支援がAMED予算で参加する予定。

### ③便宜供与内容

JICAフィリピン事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

ア) 空港送迎

あり

イ) 宿舎手配

あり

ウ) 車両借上げ

全行程に対する移動車両の提供（JICA 職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります。）

エ) 通訳備上

なし

オ) 現地日程のアレンジ

現地ヒアリング調査のアポイントメントの取り付け

カ) 執務スペースの提供

なし

### (2) 参考資料

本業務に関する関連文書をJICA人間開発部保健第二グループ保健第三チーム(TEL: 03-5226-8378) にて配布します。

- 要請書
- 研究概要資料

### (3) その他

- ①業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ②現地作業期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA フィリピン事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地作業の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省海外旅行登録「たびレジ」に必ず登録してください。
- ③本業務の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」（<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>）の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談してください。
- ④本調査を受注した法人及び個人は、当該事業本体への応募・参加を認めません。

以上